

引っ越し等で住所が変更となった方へ

当健保組合にも、必ず届出を！

健診のご案内、健保からの各種お知らせ等は、みなさまから提出していただいた住所にお送りしております。コロナ禍で社内便が使用できず、届かない書類も

あります。大切なお知らせを確実にお届けするために、住所が変わった場合は、事業主様だけでなく当健保組合にも必ず「住所変更届」をご提出ください。

申請書類は当健保組合ホームページからダウンロードできます

医療費控除を申告される方へ

医療費控除で上手に節税

医療費控除とは、みなさまやご家族が1年間（1月～12月）に自己負担した医療費の総額が10万円（または総所得金額等の5%）を超えたとき、税務署へ確定申告すると、超えた額（上限200万円）が課税対象からはずされ、その分にかかっていた所得税が戻ってくる制度です。

医療費控除の対象となるのは、1年間に支払った額のうち、当健保組合から支給された付加給付等の給付金や生命保険会社等からの保険金等を除く自己負担分に限られます。

また、「セルフメディケーション税制」も選択可能で、これは、ご家族の分も含め、スイッチOTC医薬品*の購入金額が年間

12,000円を超えた場合、医療費控除の対象となる制度です。なお、前記の医療費控除と併用はできません。

スイッチOTC医薬品の購入額が12,000円を超え、さらに医療費等の自己負担額が10万円を超えている場合は、「セルフメディケーション税制」と「医療費控除」のどちらかを選んで申告を行うことになります。

*スイッチOTC医薬品：医師の処方が必要な医療用医薬品から転用された特定の有効成分をもつ市販薬。OTC（Over The Counter）は薬局などのカウンター越しに販売するという意味。

◎詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。住所を管轄する税務署へお問い合わせください。

特例退職被保険者、任意継続被保険者のみなさまへ

3月初旬 2021年度の保険料納入通知書を発行します

* 特例退職被保険者で毎月払いの方は除きます（毎月払いの方は、3月29日から新保険料での引落としとなります）。

* 納付方法に応じた 毎月払い(任意継続被保険者のみ) 1年前納 6カ月分前納 の通知書を一括でお送りします。

● 2021年度の保険料

特例退職被保険者

2021年 3月から	標準報酬月額	410,000円
	健康保険料	29,315円
	介護保険料	6,970円
	合計	36,285円

* 65歳以上の方の介護保険料は、健保組合では徴収していません。

任意継続被保険者

2021年 3月から	標準報酬月額 (上限額)	530,000円
	健康保険料	37,895円
	介護保険料	9,010円
	合計	46,905円

* 40歳未満の方は介護保険料の徴収はありません。

★ 編集後記 ★

梅の開花の便りとともに花粉の季節が到来しました。今年は昨年より飛散量が多く、コロナ禍においては例年以上に万全な花粉対策が必要とされています。今号ではコロナと花粉症の症状の違い、接触感染を防ぐための注意点等をまとめました。どうぞ一読ください。

● 「My Health」へのご意見・お問い合わせは、当健保組合ホームページの「Webでのお問い合わせ」まで